

栃木県イノシシ管理計画（四期計画）（変更）の概要

栃木県環境森林部自然環境課

- 個体数再推定の結果減少傾向が認められたため、R3 捕獲目標は現行 13,000 頭を継続
R4 以降は、目標達成状況や捕獲・被害状況等を踏まえ見直す
- 豚熱に対する対応を追加

1 計画の目的

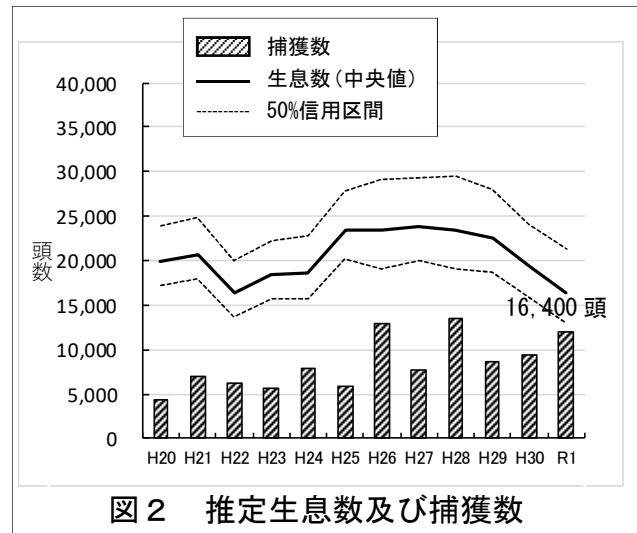
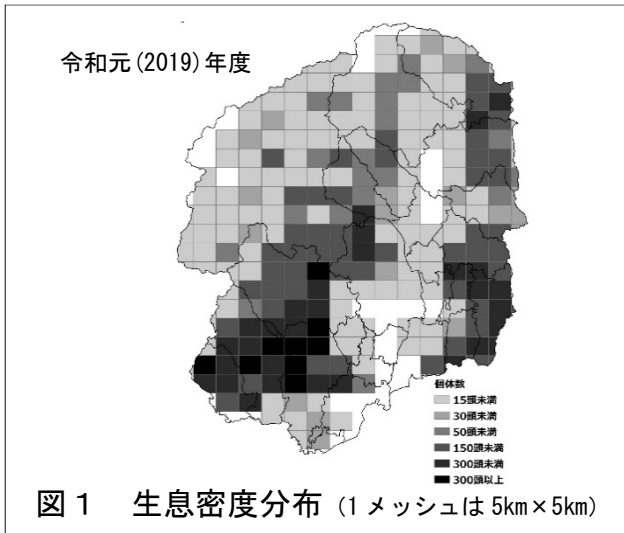
科学的・計画的な管理により、人とイノシシとのすみ分けをし、農林業等被害の軽減及び生物多様性の保全を図る。

2 計画期間と計画区域

- (1) 平成 30 (2018) 年 4 月 1 日～令和 6 (2024) 年 3 月 31 日
- (2) 県内全域 (25 市町) を対象

3 現状と課題

- (1) 平野部の出没が増加し、周辺の農地等における被害拡大が懸念される (図 1)。
- (2) 捕獲数は年変動があるものの近年では増加傾向にあり、生息数は減少傾向にあるものの、農業被害額が高い水準で推移していることから、被害防除等を実施した上で、より効果的な捕獲を推進する必要がある (図 2)。
- (3) 農業被害が減少している地域がある一方で、対策が不十分な地域では被害が増加する傾向にあるため、地域全体の総合的な対策の強化が必要である。
- (4) 狩猟者の減少・高齢化に伴い、狩猟者の確保・育成及び負担軽減が必要である。



4 管理において留意すべき事項

(1) 生態

シカと異なり、森林内で生息している限りは人との軋轢はほとんど生じず、農地等の人間の生活圏に出没することで農業被害等が発生する。

(2) 総合的な対策

すみ分けを図るためには、守るべき農地に防護柵を設置し(防護)、併せてイノシシの隠れ場所となる耕作放棄地等を解消し(環境整備)、被害を発生させている個体(特に繁殖可能な個体)を優先的に捕まえること(捕獲)が重要である。

5 基本的な対策の方針

(1) 地域ぐるみの総合的な対策の推進

(2) 効果的な捕獲の推進

6 講ずべき主な対策

対 策	内 容
(1) 防護	・守るべき農地に侵入防止柵を設置する。
(2) 環境整備	・農地に接する里山林、耕作放棄地、河川のヤブ等を整備する。
(3) 捕獲	①捕獲目標の設定 当面の捕獲目標を 13,000 頭/年に設定し、令和 4 (2022) 年度以降は、目標達成状況や捕獲・被害状況等を踏まえて見直す。 (令和元 (2019) 年度末時点の生息数 16,400 頭を令和 5 (2023) 年度末までに 11,700 頭に減少)
	②有害鳥獣捕獲・個体数調整の推進 農業被害の軽減を図るためには農地周辺での捕獲を、生息数を減少させるためには繁殖可能個体の捕獲を徹底する。
	③狩猟による捕獲の促進 狩猟期間の更なる延長、シカ・イノシシのみ狩猟ができる狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定、くくりわな直径規制の解除を実施する。 併せて、狩猟者のマナーアップや、豚熱の防疫対策を図る。
	④指定管理鳥獣捕獲等事業の実施 県域レベルの観点で捕獲圧が不足していると考えられる地域において、県自らが捕獲を実施する。
(4) 捕獲体制の整備	①新たな担い手の確保 被害を受けている農業者、若者等の免許取得を促進する。
	②捕獲の省力化・効率化 ICTを活用したスマート捕獲技術やその他の効率的捕獲手法について、実証・普及を行う。
	③円滑な捕獲に向けた体制整備 円滑な捕獲に向けて、市町・捕獲従事者等が緊密に連携を図る。
(5) 地域ぐるみの対策	①総合的な対策の成功事例を、農業団体等を通して被害発生地域に広く周知し、地域間の対策に対する温度差を解消する。
	②豚熱対策 死亡・捕獲個体のサーベイランスや経口ワクチン散布等の防疫対策を実施し、捕獲重点エリアの設定により野生イノシシの捕獲を強化する。
(6) その他	①鳥獣被害対策実施隊の設置促進 市町が被害防止計画に則した実効性のある対策を行うため、鳥獣被害防止特措法に基づく実施隊の設置を促進する。
	②市街地出没による人身被害の防止 連絡体制の整備、基本的な対応の定期的な確認等を行う。